



《労農記者クラブ扱い》

大阪労働局発表
平成24年11月29日

担	大阪労働局労働基準部
当	電 話 06-6949-6496

年末の労働災害防止に向けた取組を強化！

— 建設現場パトロール及び一斉監督の集中的な実施 —

大阪労働局（局長 森岡 雅人）では、労働災害の増加傾向に歯止めをかけるため、府内13の労働基準監督署において、年末の労働災害防止に向けた取組として、

- ・建設現場パトロール
 - ・建設現場一斉監督指導
- 等を集中的に行う。

大阪府内の労働災害による休業4日以上死傷者数は10月末現在、6,106人で、昨年同期より111人（1.9%）増加しており、本年は平成19年以降減少している年間の労働災害が増加に転じることが懸念される。

主要業種別にみると、建設業において死傷者数が増加しており、特に建築工事業での増加（対前年同期比87人〈24.5%増〉）が顕著である。建設業の死傷災害を事故の型別でみると「墜落・転落災害」が約35%を占めている。（別紙参照）

12月は工事が輻輳し、労働災害の多発が危惧されることから、災害の増加傾向に歯止めをかけるため、府内の各建設現場において労働災害防止に向けた対策の徹底が図られるよう、府下13の労働基準監督署において集中的な取組を行うこととした。

建設現場パトロールにおいては、別添のチラシを配付し、作業者に対し墜落・転落災害防止等を、現場責任者に対して新規入場者の徹底等と呼びかけることとしている。

主な取組内容

(1) 建設現場パトロール

建設業労働災害防止協会大阪府支部各分会等と連携したパトロール

- ・12/3 大阪中央署、西野田署
- ・12/4 北大阪署、泉大津署、茨木署
- ・12/5 淀川署、岸和田署、天満署
- ・12/6 東大阪署
- ・12/12 羽曳野署
- ・12/13 大阪南署、大阪西署
- ・12/18 堺署

(3) 建設現場一斉監督指導

府下13署 12月3日（月）～12月28日（金）

約270現場を予定

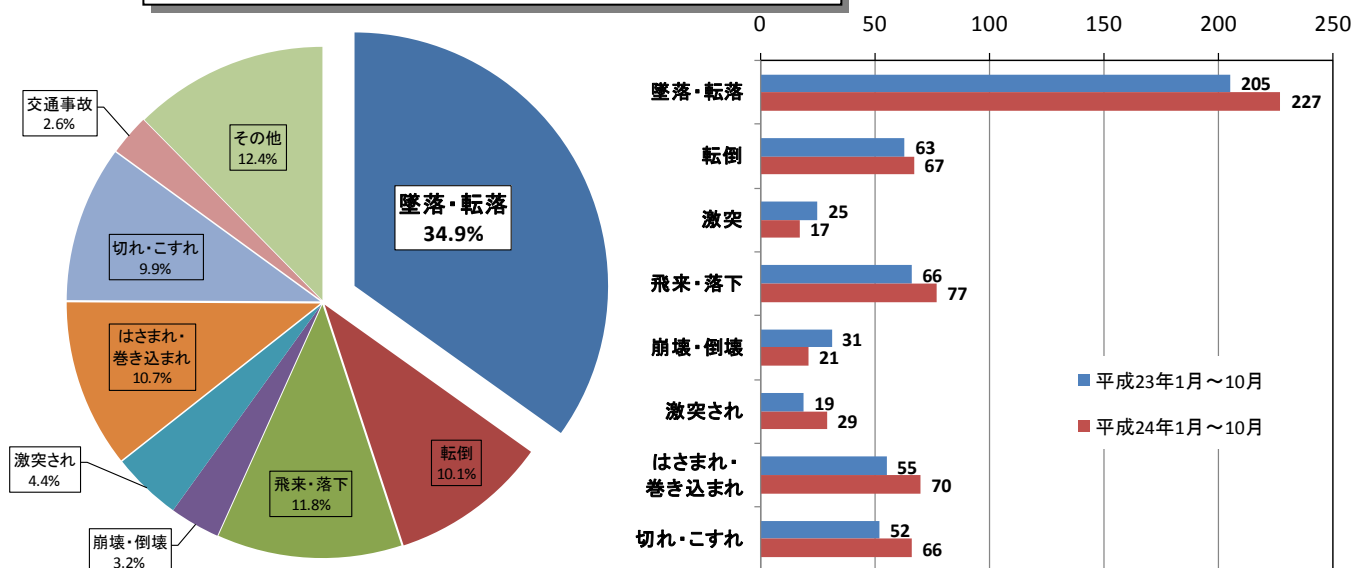
建設業における労働災害発生状況（大阪府内）

（別紙）

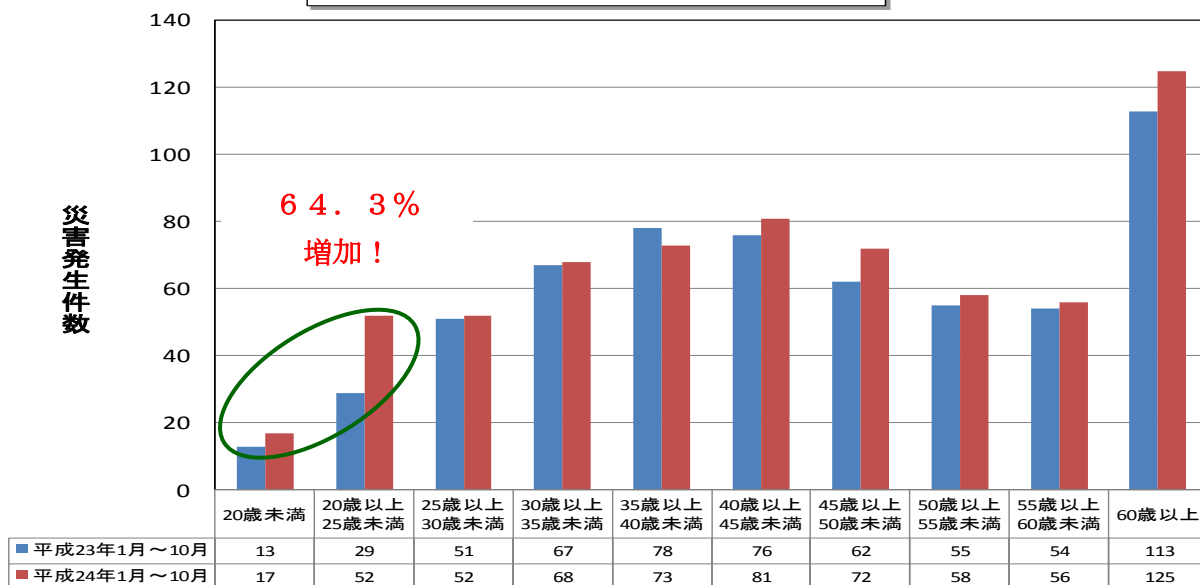
平成24年の建設業の死傷災害は、10月末現在の速報値で654件発生しており、前年に比べて56件（9.4%）の増加となっている。特に建築工事業の増加が著しく87件（24.5%）の増加となっている。

	製造業	建設業			陸上貨物運送事業	全産業
		土木工事業	建築工事業	その他の建設業		
H23年	1570	598	82	355	161	5995
H24年	1523	654	85	442	127	6106
増減	-47 (-3.0%)	56 (9.4%)	3 (3.7%)	87 (24.5%)	-34 (-21.1%)	111 (1.9%)

建設業 事故の型別死傷災害発生状況（10月末速報値）



建設業における労働災害発生件数（年齢別）



建設業における労働災害発生件数（経験年数別）

経験年数	平成23年1月～10月	平成24年1月～10月	増減率
1年以内	59	93	57.6%
1年を超え10年以下	221	227	2.7%
10年を超える	318	334	5.0%

建設業の

労働災害が増加!!

10月末日現在で**654人**が死傷

前年に対して**9.4%**の増加!!

今 年の大阪府内の建設業での労働災害は**654人**と、前年に対して**9.4%**の大幅な増加となっています。

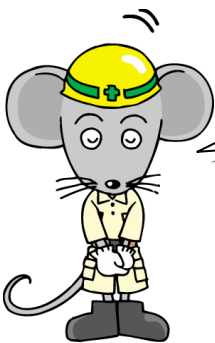
特に、建築工事業での労働災害が**24.5%**と急増しています。

労働災害の内訳をみますと、経験年数が1年以下の方、25歳未満の方の災害の増加が顕著です。

また、墜落・転落災害が建設業の労働災害の**約35%**と最も多くを占めています。

年末は毎年労働災害が増加する傾向にあり、さらに12月は大阪危険ゼロ先取運動の「墜落・転落災害防止強調期間」でもあります。

現 場所長におかれましては、新規入場者教育を確実に実施していただき、また、職長・作業者の方は安全な手すりの設置・安全帯の使用の励行等により労働災害を撲滅しましょう!



**裏面の新規入場者教育の具体的な事項
並びに墜落災害防止自主点検表を参考に
安全な作業を心がけてください!!**

新規入場者教育の具体的な事項



1	工事の概要と作業場の方針
2	作業場内の危険箇所と立ち入り禁止区域
3	担当する作業内容と安全対策 (作業手順と災害事例等)
4	作業所の規律と安全心得
5	作業所の安全衛生行事と実施要領
6	避難に関する事項

「元方事業者による建設現場安全管理指針」より

墜落災害防止自主点検表

点検日 平成 年 月 日 ()

1	開口部には手すり・中さん・幅木等を設けている。	
2	高さ2m以上の箇所での作業では、足場等を設置し、墜落防止措置を講じている。	
3	枠組み足場の筋交いの下に、下さん(15cm~40cm)等を設けている。	
4	単管足場・くさび式足場には、手すりに加え、中さん(35cm~50cm)等を設けている	
5	高さ5m以上の足場の組立解体の作業では、足場の組立て等作業主任者を選任している。	
6	足場の組立て等作業主任者に安全帯等の使用状況を監視させている。	
7	足場と躯体との間隔が広く、墜落のおそれのある箇所には、手すりを設置するか、足場板で養生する等の措置を講じている。	
8	スレート上での作業では、歩み板を敷く・防網を張る等、踏み抜き防止措置を講じている。	

点検者

